

平成30年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第3回財調協議会幹事会：H29.12.25）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------|--|--|------|
| 1 | 【態容補正】議会運営費の見直し | <p>地方自治法上、議員定数の法定上限が撤廃されていることや、各区の算定上の議員定数と実態に乖離があることから、各区の議員定数条例上の定数により態容補正を行う方法に見直す。 あわせて、標準区議員定数を見直す。 (第1回幹事会)</p> | <p>都案によれば、議員定数の法定上限が撤廃されていることを一つの理由として見直しを主張しているが、現行の補正は、当該規定の撤廃後に人口区分を参考に設定しているものであり、議員定数の法定上限は補正の要素となっていないため、都側の提案理由に合理性はないと考える。 また、都案は財調制度としてあるべき需要を算定するという視点がなくなり、各区の議員定数削減努力の結果をそのまま反映するものとなっているが、削除努力が算定に適切に反映されることこそが財調の算定方法として適切であると考え。 (第2回幹事会)</p> | |
| | | <p>平成23年の地方自治法改正により、人口区分に応じて議員定数の上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定める制度が廃止されている。このため、現在の条例定数は、各区議会において自主的に区議会のあるべき姿等について十分に議論を重ねた上で設定されたものであり、これは従来区側も主張してきたことである。よって財調算定上も条例定数を用いた補正に改めることが、適切な算定方法であると考え。 区側は、議員定数について、財調制度としてあるべき需要を算定すべきと述べているが、都側としては、上述のような考えから、各区が条例で定める議員定数以外にあるべき需要はないものと考えている。 加えて、「削減努力が算定に適切に反映されることこそが財調の算定方法として適当」とは、財調算定上の議員定数を上回る区議会は、議員定数削減努力が足りないという趣旨の発言とも受け取れ、都側としては問題があると考え。 区側の見解を伺う。 (第3回幹事会)</p> | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------------------|---|--|------|
| 2 | 老人福祉推進事業費の見直し | 老人福祉推進事業費において「その他」として計上されている老人福祉電話通話料補助事業費、火災安全システム事業費について、標準区経費がほぼ据置きになっていることと、実施区が少数であることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会) | 特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | |
| 3 | 成人保健対策費（健康手帳の交付）の廃止 | 本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村における作成・交付が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知が改正され、事業の実施方法として厚生労働省ホームページからのダウンロードが原則とされ、かつ実施区が少数であると考えられることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会) | 現時点で厚生労働省のホームページから健康手帳をダウンロードすることができない状況にある中で、特別区の作成・交付実態を確認せずに本事業を廃止すべきではないと考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 (第2回幹事会) | |
| | | 特別区の作成・交付実態であるが、都福祉保健局より健康手帳事業に係る補助実績の提供を得た。これによると、平成28年度において交付に係る補助実績があるのは半数に満たない状況であるうえ、実績のある区の交付件数を見ても40歳以上人口との相関がみられないなど、標準区の適正な規模設定が判断できない状況にあると考える。これらのことから、算定を廃止すべきであると考え。 (第3回幹事会) | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|------------------|---|---|------|
| 4 | 成人保健対策費（機能訓練）の廃止 | <p>本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村において実施が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知から本事業に係る事項が削除されており、事業実施根拠が失われたことから算定を廃止する。 （第1回幹事会）</p> | <p>健康増進事業としての位置づけが廃止されたに過ぎず、特別区の実施実態を確認せずに本事業を廃止すべきではないと考える。 一方で、都の補助金が平成29年度から廃止されたことから、ルール改定により都支出金のみ廃止すべきである。 （第2回幹事会）</p> | |
| | | <p>特別区の実施実態であるが、都福祉保健局より本事業に係る補助実績の提供を得た。これによると、平成28年度において実施実績がある区が限定されるうえ、その実施規模、被訓練延人員1人あたりの経費に乖離が存在しており、標準区の適正な規模設定が判断できない状況にあると考える。これらことから、算定を廃止すべきであると考え。 （第3回幹事会）</p> | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------|--|---|------|
| 5 | 【態容補正】 勤労福祉会館管理運営費の廃止 | <p>この事案について、都側は、平成28年度財調協議以降、引き続きの検討課題として認識している。</p> <p>平成29年度財調協議において、都側は標準区としての「あるべき需要」を考える上で、勤労福祉会館と商工振興センターは同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきと提案した。区側からは「設置条例における設置目的については数区で重複部分を確認できるが、業務内容における会議室等の貸出し機能の一部のみの重複をもって態容補正の見直しを行うことは妥当でない。」との発言があった。勤労福祉会館と商工振興センターの設置目的や会議室等の貸出し機能が重複している事実について、区側も認識している。その一方で、都側が例示した会議室等の貸出し機能の重複についてのみ焦点を当て、実態があることを理由に反論した。</p> <p>このように、平成28年度財調協議以降、協議を重ねているが、都区の議論がかみ合わず合意には至っていない。</p> <p>また、都側は、平成29年度財調協議における区側の意見を踏まえ、これ以降毎年度特別区の実態調査（設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算など）を行っている。把握した実態も踏まえ、商工振興センターと勤労福祉会館とは財調制度における「あるべき需要」を考える上では、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきであると判断している。</p> <p>区側も御存じのとおり、財調制度における標準区の「あるべき需要」とは、現に施設があり、経費が発生していることのみを捉えて設定している訳ではない。すなわち財調制度は決算を補填するものではない。</p> <p>こうしたことから、都側としては、実態を踏まえつつ財調上の考え方を整理する観点から「勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止」を提案する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>昨年度の都側の調査により把握した実態によると、商工振興センターと勤労福祉会館は明確に別施設である。</p> <p>そのため、両施設に係る経費は個別に算定されるべきであり、両施設を財調制度上、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきとの都側の主張には合理性がないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------------------|--|-------|------|
| | <p>【態容補正】 勤労福祉会館管理運営費の廃止（つづき）</p> | <p>商工振興センターと勤労福祉会館はそれぞれ実態があり、別施設であることから、両施設の経費は個別に算定されるべきであり、両施設を財調制度上、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきとの都側の主張には合理性ないとの意見である。</p> <p>昨年度、今年度と都側では、両施設の設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算等の実態調査を行っている。</p> <p>財調制度における標準区の「あるべき需要」とは、現に施設があり、経費が発生していることのみを捉えて設定している訳ではないということは、第1回幹事会で述べたとおりである。</p> <p>都としては、把握した両施設の実態を踏まえつつ、財調制度を、これまで以上に適切に運営する観点から考え方を整理し、勤労福祉会館管理運営費の廃止について提案している。</p> <p>本事案については、平成28年度財調協議以来、引き続きの検討課題とし協議しているが、区側は都側の提案に対して、実態があるから別施設であり個別算定すべきであると例年と同様の意見を繰り返すのみである。</p> <p>平成29年度財調協議の第1回幹事会において、区側から「現状の算定額が決算実績等各区の実態からみて妥当か否かという検証は、当該事業に限らず随時行うことが財調上のあるべき姿として必要であると考えている」との発言があった。</p> <p>このように区側も問題意識を持っているのであれば、区側が両施設の実態について、具体的にどのように分析・検証したのか、また、どのような結果になったのか確認したい。</p> <p>それを踏まえ、適切な「あるべき需要」をどのように考えているのか見解を伺う。</p> <p>加えて、区側が考える、適切な両施設の財調算定方法について提示されたい。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------------------------|--|--|------|
| 6 | 土木自動車整備費の廃止 | <p>道路橋りょう費で算定している土木自動車整備費について、毎年度、都で実施している調査によると、賃借等の実績が少なく、特別区における標準的需要とは言えない状況である。そのため、当該経費の算定を廃止する。 (第1回幹事会)</p> | <p>特別区の実態として、当該経費は土木工事にかかる委託料や工事請負費に振り替わっていることが考えられるため、土木自動車の賃借等の実績値のみをもって見直すのではなく、関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要があると考える。 (第2回幹事会)</p> | |
| | | <p>区側は、「土木自動車整備費が土木工事にかかる委託料や工事請負費に振り替わっていることが考えられる」という推測に基づき、「関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要がある」と主張している。しかし、区側が主張しているのは、あくまで推測に基づく反論であるため、どのような客観的な根拠を元にそのような反論をされているのか、具体的に土木費のどの部分に振り替わっていることが想定されるのか、詳細な説明を求める。 また、土木自動車の賃貸等の実態として、特にシャベルローダーやタワー車は、23区中わずか3区しか活用していない状況であり、もはや標準的な需要とは到底言えないと考えるが、その点について区側はどのように捉えているのか、見解を伺う。 (第3回幹事会)</p> | | |
| 7 | 【態容補正】公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業の廃止 | <p>都市整備費の態容補正において、まちづくりに要する経費を算定対象としている23項目のうち、公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業については、15年近く算定実績が無く、また、今年度行った調査結果によると、各区に今後の事業実施予定が無いことが確認できた。そのため、当該算定項目を廃止する。 (第1回幹事会)</p> | <p>今後の事業実施予定を含めた特別区の実態に基づくものであり、合理的かつ妥当な見直し内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 なお、将来的に特別区が当該事業を実施した場合の財調上の対応について、区側としては特別交付金により算定すべきものとするが、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p> | |
| | | <p>区側は、「将来的に特別区が当該事業を実施した場合の財調上の対応について、特別交付金により算定すべきものとする」との見解だが、都としては、特別交付金が、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、この件に関しても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものとする。 (第3回幹事会)</p> | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------------------------|---|--|------|
| 8 | 【態容補正】地区計画促進事業における算定率の見直し | <p>都市整備費の態容補正において算定している23項目のうち、国や都の補助事業については、基本的に補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」の算定率で算定しており、その他の区単独事業については、前年度実績額の「1/2」を算定している状況である。</p> <p>地区計画促進事業については、平成15年度に都の補助制度が廃止されているにも関わらず、前年度実績額の「2/2」を算定しており、他の算定項目との均衡を失っている。</p> <p>都市整備費の態容補正における算定の均衡を図るため、前年度実績額の「1/2」の算定率に改める。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>地区計画促進事業は、地域ごとの課題や特徴を踏まえ、区民と区が連携しながらまちづくりを推進していくもので、区としては重要な事業である。また、防災性向上の観点からも同様であり、これらの考えは都の施策とも合致しているものと認識している。</p> <p>都側提案の内容は、都の補助制度が廃止されたことで他の算定項目との均衡を図ることを目的に算定率を見直すものであるが、そもそも財調は、区の一般財源負担を「あるべき需要」の考え方をもって算定するものであり、都の補助制度と連動するものではなく、都側提案は妥当とは言えない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |
| | | <p>平成26年度財調協議でも述べているとおり、都としても区側が言うように、地区計画促進事業の必要性及び重要性は、もちろん認識しており、算定すること自体を否定しているわけではない。</p> <p>区側は、「そもそも財調は、区の一般財源負担を『あるべき需要』の考え方をもって算定するものであり、都の補助制度と連動するものではない」との見解である。</p> <p>しかし、平成12年度財調協議において、原則として国・都の補助要綱に、対象事業の定めがあるものは「2/2」算定とし、国・都の補助基準によらない事業は「1/2」算定とすることで整理し、合意していると認識している。</p> <p>したがって、都としては、平成12年度財調協議における都区合意を尊重しつつ、算定の適正化を図るべきであると考えます。</p> <p>現行算定において「2/2」と「1/2」という算定率に差異を設けている理由について、区側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------|---|---|------|
| 9 | 公園費の見直し | <p>現在、土木費において算定している新設公園の事業量は「1,500㎡」となっており、毎年度当該面積を取得したものを整備する設定となっている。</p> <p>しかし、今年度、直近3か年の整備状況について、実態調査を行ったところ、その事業量は「382㎡」であった。このため、新設公園の事業量を、現行の「1,500㎡」から「400㎡」に見直す。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>現在の新設公園における事業量については、区側から「用地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地費双方の事業量を見直すことは妥当ではない」との発言があったが、現在の算定方法は、公園用地として取得した土地を、公園として整備するという考え方に基づき、用地取得面積に標準的な用地単価を乗じて用地費を算出するとともに、用地取得面積に標準的な工事単価を乗じて工事費を算出している。このため、用地取得実績が実際と異なるのであれば、当然、用地費及び工事費が見直されることになるが、なぜそれが「妥当でない」ということなのか、区側の見解を伺う。</p> <p>次に、現在の新設公園における事業量である「1,500㎡」は明らかに過大設定になっている中、区側から「見直しにあたっては部分的な実態に合わせるのではなく」という発言があったが、区側は、何をもって「部分的な実態」と発言しているのか、言い換えるならば、何をもって「全体的な実態」を捉えることができると考えているのか、他の費目における区側の見直し方法・提案も踏まえて、見解を伺う。</p> <p>さらに、区側から「財調の算定として、総合的な観点からあるべき需要の水準について検証していくことが必要である」との発言があったが、区側は、具体的にいつまでに、どのような検証をすることを考えているのか、見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>今回の都側提案は、公園新設に係る工事費、用地費の事業量について、特別区の直近3か年の整備実績に基づき見直すものだが、都側提案内容の精査が必要であることから、次回以降、区側の見解を述べさせていただく。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>都側提案の内容は、直近3か年の公園用地取得実績を基に、工事費および用地費の事業量を見直すものだが、区側としては、用地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地費双方の事業量を見直すことは妥当ではないと考える。</p> <p>また、本事業については、調査結果からも分かるとおり、経費の性質上年度間のばらつきが大きいいため、見直しにあたっては部分的な実態に合わせるのではなく、財調の算定として、総合的な観点からあるべき需要の水準について検証していくことが必要と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | 協議結果 |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------|--|--|------|
| 10 | 道路改良工事費及び公園維持管理費の見直し | <p>平成29年度から、新たに事業認可を受けて都市計画事業として道路や公園の更新・改修を行う場合については、都市計画交付金の対象になる扱いとなった。</p> <p>事業認可を受けて都市計画事業として更新・改修を行った場合、都市計画交付金と特別区財政調整交付金の土木費において、算定の重複状況が生じてしまう。</p> <p>そのため、当該部分の重複算定の解消を図るべく、都市計画交付金交付対象事業における道路面積及び公園面積を測定単位から減じる。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>都市計画交付金の対象事業拡充に伴い、財調上、一部の事業において、算定の重複が生じることについては区側としても認識しており、見直しを行うことに異論はない。</p> <p>しかしながら、都側提案は、測定単位そのものから都市計画交付金対象面積を減じるものであり、その影響は、重複していない事業にまで及んでしまうため妥当とは言えない。</p> <p>以上のことから、重複していると考えられる道路改良工事費については、該当する事業費を限定し調整する態容補正の新設を、区側からの修正案として提示する。</p> <p>なお、都側が重複していると主張している公園維持管理費については、算定されている経費は経常的な維持補修に係る経費であり、都市計画交付金対象経費との重複は無いことから、見直しは不要と考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |
| 11 | 科学教育センター運営費の廃止 | <p>科学教育センター運営費において、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離していることから、算定を廃止する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>調査を行った結果、各区で実施している事業は「児童生徒」を対象に科学実験を通じて科学への興味・関心を喚起するためのものであることを把握した。一方、標準区設定された当時の学習指導要領、東京都教育庁の資料から、本事業が「教職員」を対象に、指導力向上を図るためのものであったことが明らかになった。</p> <p>現在の事業と標準区設定された当時の事業では目的・趣旨・対象者すべての点で乖離していることから、算定を廃止することが妥当と考える。この点について、論拠と共に区側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | <p>都側の提案では、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離しているとのことだが、現在、各区が実施している科学教室事業について、どのような点が乖離しているのか見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |

1 算定方法の見直し等（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------|--|---|------|
| 12 | 学級・講座運営費の見直し | <p>報償費について、標準区経費と区の実績値に乖離が生じているため、都の謝金支払い基準や区の実績等を勘案し、講師単価等を見直しを行う。 (第1回幹事会)</p> <p>「報償費に限らず事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要」との区側の意見を踏まえ、次年度以降、全体の検証を行った上で、改めて整理したいと考える。 (第3回幹事会)</p> | <p>学級・講座運営費については、平成24年度財調協議においても報償費の見直しが提案され、区側から報償費に限らず事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要であることを主張したところである。 区側の認識としては当時と変わらず、報償費のみを見直す都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)</p> | |
| 13 | 【態容補正】義務教育施設新增築経費の見直し | <p>義務教育施設の新築、増築等に要する経費を加算する態容補正について、既設校の増築に係る算定面積との整合性を図る観点から、新築校の校舎の建設費及び特定財源に係る算定面積を「国庫資格面積」とする見直しを行う。 あわせて、統合校の建築費に係る算定面積を、「統合後の校舎の国庫資格面積から統合前の校舎の保有面積を差引いた面積」とする見直しを提案する。 (第1回幹事会)</p> | <p>新築校の校舎の建設費に係る算定面積の変更については、過去5か年の財調協議においても同趣旨の提案があったが、その後大幅な状況の変化はない。 文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、公立の義務教育諸学校等施設は、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっての生涯学習の場や災害発生時における避難所となるなど、多機能かつ重要な役割を果たす施設であり、地方公共団体の創意工夫を活かした着実な整備が必要とされている。こうした方針を踏まえ、特別区が着実な施設整備を図る上で、算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合理的な理由はないと考える。 また、統合による改築の算定面積の見直しについては、統合であれば必ず校舎全てが国庫資格面積となるわけではなく、統合学校の建物として使用することが著しく不適当な場合などに限られることから、国庫資格面積未滿で算定することに合理性はないと考える。 (第2回幹事会)</p> | |

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------------------------|---|--|------|
| 1 | 自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金 | 区側提案は、各区に通知された負担金額をもとに、標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。なお、次年度以降については、毎年度の負担金に連動してメンテナンスを行うことが適当であると考え、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) | 社会保障・税番号制度に係る事務を行う上で必要となる自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 次年度以降、毎年度の負担金に応じてメンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。 (第3回幹事会) | |
| 2 | 広報広聴費（区民意識意向調査） | 企画調査費において、調査・計画に係る委託経費が算定されており、その経費との重複が懸念される。この点について、どのように整理されているのか区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) | 広報広聴費について、区民の定住意向、区への愛着や誇り等の区民意識意向調査に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 本提案事業は、主に広報分野が行う、いわゆる「世論調査」を対象としたものであり、各区の基本構想等を対象とした企画調査費との重複はないことを確認している。 (第3回幹事会) | |
| 3 | 被災者生活再建支援システム運用経費 | 平成29年度財調協議を踏まえ、共同利用型システムの導入状況やそれに要する経費を反映させた標準区経費の設定となっていることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | 平成25年の災害対策基本法の改正により、罹災証明書の速やかな発行が市町村長の義務となったこと、また市町村長が被災者台帳を作成することができるようになったことに対応するための被災者生活再建支援システムの維持管理に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|------------------|--|--|------|
| 4 | 防災対策（災害医療体制検討会議） | 厚生労働省通知に基づくとのことであるが、この通知により委員の設置が義務付けられるものではなく、各区の会議開催の実績をみても、現時点において標準区経費として設定する状況にはないと考える。 （第2回幹事会） | 防災対策について、平成24年3月厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について」に基づき運営する災害医療体制検討会議の委員に係る経費を新規に算定する。 （第1回幹事会） | |
| | | | 特別区では現に当該通知に基づき18区で会議体が設置されているところである。また、会議開催についても、半数以上の区で実績がある。 特別区として万全な災害対策を進める観点からも、標準区経費として算定すべきものと考え。 （第3回幹事会） | |
| 5 | 防災井戸関係経費 | 防災井戸については、各区の取組内容に差があることを踏まえると、標準的な経費として設定することは困難と考える。 また、事業の性質上、人口に影響する部分が大いと考えられるため、全比例により標準区経費を設定したとのことだが、各区の実績と人口の間に相関はなく、根拠が不明である。 （第2回幹事会） | 災害時の生活用水等を確保するための防災井戸に係る経費について、新規に算定する。 （第1回幹事会） | |
| | | | 防災井戸については、災害時の飲料水確保などを目的として全区で設置されており、大半の区で経費が発生している普遍的な需要である。 都側の指摘にあるような経費の設定方法が問題なのであれば、共通する経費をもって算定することが可能であると考えが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------------|---|--|------|
| 6 | 安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業） | 平成29年度財調協議において、平成28年度からの事業スキーム変更による影響をみた上で標準区設定すべきとして不調となった案件である。その際、変更後の貸出実績がない限り、合理的かつ妥当な水準の標準区経費を設定できない状況であるとの意見を伝えており、今回の提案では、平成29年度の予算を用いているが、予算額をもって標準区経費を設定することは、合理的理由に欠ける。 あくまで、事業スキーム変更後の実績をもって標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会） | 安全安心まちづくり推進事業費について、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施する自動通話録音機貸与事業に係る経費を新規に算定する。 （第1回幹事会） | |
| | | | 予算を用いた標準区経費の設定は合理的な理由に欠けるとの指摘であるが、各区は、都の補助スキームに合致した予算編成をしており、標準区経費の根拠として十分に足りうると考える。 しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるので、平成28年度決算により改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会） | |
| 7 | 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費 | 総務省通知に基づき対応が必要な事業であることは理解する。しかし、補助金を受けていない区や経費が発生しない区もあるなど、各区様々な事情に応じて対応するものと認識しており、標準区経費としての設定は困難と考える。 （第2回幹事会） | 平成27年12月総務省通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づく地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る経費について、新規に算定する。 （第1回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------------|--|---|------|
| | 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費（つづき） | | 経費が発生していない区については、総務省通知以前から、必要な整備を行っており、当該通知による経費が発生していないことを確認している。 また、各区の様々な事情に応じて対応するものと認識しているとのことだが、本事業は総務省通知に必要な整備内容が示されており、各区において同様の整備が行われている。 当該経費については、地方交付税でも算定されており、標準区経費として算定すべきと考える。 （第3回幹事会） | |
| 8 | 都区市町村電子自治体共同運営システム経費 | 都区市町村電子自治体共同運営システム経費については、現状においても、実態を踏まえた算定となっていると考えられているが、固定比率の見直しに関しては、都側としても、より実態に合った比率に見直す必要があると考える。 また、負担金についても、協議会負担金とその他の負担金を併せた算定とすることが、標準区経費として妥当と考える。 標準区経費の設定に当たっては、東京電子自治体共同運営協議会から通知されている、平成30年度の委託料及び負担金を用いた精査を行うことが必要と考える。あわせて、次年度以降については、毎年度の委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことが適当であると考え、この点について区側の見解を伺う。 （第2回幹事会） | 都内区市町村の電子入札等の利用における、都区市町村電子自治体共同運営システムに係る経費について、算定を充実する。 （第1回幹事会） 都側から提供された平成30年度の委託料及び負担金を確認したところ、当初提案の際に用いた平成29年度の負担金及び委託料が見直されていることが確認できたため、当初提案と同様の手法により、改めて標準区経費を設定した。 なお、次年度以降、毎年度委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことについては異論はない。 （第3回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------|--|--|------|
| 9 | 法務管理費（報酬） | <p>区政における弁護士活用の多様化については否定するつもりはないが、法務管理費に算定している経費は、あくまで顧問弁護士に係る報酬である。区側の調査には、この経費と性質を異にするものが見受けられ、適切な算定とはなっていないと考える。 （第2回幹事会）</p> | <p>法務管理費について、区政における弁護士活用の多様化を踏まえ、顧問弁護士に対する報酬の算定を充実する。 （第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>調査結果からも分かるように特別区における弁護士活用が多様化している状況は顕著であり、その実態を踏まえた算定とすることが合理的と考えるが、なぜそれが適切ではないのか都側の考えを伺う。 （第3回幹事会）</p> | |
| 10 | 防災市民組織育成費 | <p>平成27年度財調協議においても指摘しているが、資器材の内容について、標準区経費として算定すべき事項を整理できていない状況では、合理的に標準区設定を行うことはできず、見直しは困難である。 なお、防災訓練災害補償等掛金については、標準区経費として妥当であるため、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）</p> | <p>防災市民組織育成費について、特別区の実態を踏まえ、防災用資器材の購入に係る経費の算定を充実するとともに、防火防災訓練災害補償等掛金について新規に算定する。 （第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>本提案は、平成27年度財調協議で不調となったことを踏まえ、防災用資器材を用途に応じ分類し、それぞれにおける標準区経費を設定したものであり、特別区の実態を捕捉したものであると考えるが、都側の指摘する「標準区経費として算定すべき事項」の内容について、具体的に伺いたい。 （第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------------------|---|--|------|
| 11 | 帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用） | 区が一時滞在施設確保の役割の一端を担っていることは理解している。最終的な確保割合や規模については、現時点においても明確になっていない状況であるが、そうした状況においての標準区設定の考え方について、改めて区の見解を伺う。 （第2回幹事会） | 一時滞在施設用の帰宅困難者対策用食料等の備蓄に係る経費について、算定を充実する。 （第1回幹事会） | |
| | | | 特別区としては、東京都や区内民間企業等と調整の上、各区の実情に応じて区内の一時滞在施設を整備しており、その実態を踏まえて、標準区経費を設定したものである。 （第3回幹事会） | |
| 12 | 庁舎維持管理費（交換便等） | 交換便業務については、平成19年度から委託経費として計上することと併せて人件費から当該経費分を除くことで、明確に整理した経緯がある。郵便業務についても同様に、人件費との切り分けを行わなければ、重複算定が懸念され、妥当な標準区経費となっていないと考えられるが、この点について区側の見解を伺う。 （第2回幹事会） | 庁舎維持管理費について、特別区の実態を踏まえ、交換便委託料に郵便業務委託料を追加算定し、算定を充実する。 （第1回幹事会） | |
| | | | 区側提案における標準区経費は、財調における人件費の大幅な見直しの根拠とした平成25年度調査結果を参考に、それ以前から郵便業務を委託している区を抽出して設定したものであり、人件費との整合性は図れているものと考えられる。 （第3回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------------|--|---|------|
| 13 | 地域コミュニティ活動支援費 | <p>需用費・役務費については、平成21年度財調協議において、区民関係等事務費とのすみ分けを明確にする中で、地域コミュニティ活動支援費には不算入となった経緯がある。</p> <p>また、委託料や負担金等についても、現行の標準区経費と異なる算定方法となっており、算定方法を変えるのであれば、合理的な説明を行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>地域コミュニティ活動支援費について、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>区民関係等事務費における需用費、役務費は、区民相談等にかかる経費が算定されており、本経費における当該経費とのすみ分けは整理できていると考える。</p> <p>また、委託料、負担金補助及び交付金の算定方法の見直しについては、事業ごとに経費を精査した結果、現状、算定に含まれていないものについても実態は支出科目の違いであり、内容は同様のものであるため、算定に含めるべきである。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |
| 14 | 新地方公会計制度運用経費 | <p>平成29年度予算を用いた標準区設定については、経費の妥当性に欠けると考える。また、公会計システム運用経費については、財務会計システムでの運用を行っている区もあるため、併せて精査が必要と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>新地方公会計制度運用経費について、公会計システム運用経費を追加算定するとともに、財務書類作成委託料の算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>新規の事業ではなく、財務書類の作成方法が変更されることに伴う見直しであり、現在の事業規模を踏まえた予算編成を行っていることから、標準区経費の根拠として十分に足りうると考える。</p> <p>また、公会計システム運用経費については、財務会計システムでの運用を行っている区の経費は含めておらず、個別の算定が可能であると考え。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--------------|---|---|------|
| 15 | 公金取扱手数料 | 平成30年度から、公金取扱手数料が改定されることに伴い、現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | 公金取扱手数料の受託業務経費について、平成30年度からの受託手数料単価の上昇を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| 16 | 監査委員費 | 常勤監査委員については、実態を踏まえると、現状の固定割合を変更する合理性はないものと認識している。 また、委託料について直営の経費との重複が考えられるなど、事業費の見直しについても、標準区経費の設定方法としての合理性に欠けると考える。 (第2回幹事会) | 監査委員費について、一部固定費を導入するとともに、経費全体を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 非常勤監査委員数は全区で3人となっており、財調において適切に算定するためには固定・比例の設定を改める必要があると考える。 また、委託料は工事監査委託に係る経費であり、高度な専門的能力を要する分野の監査を外部委託するものである。このことから工事監査を外部委託したとしても監査委員に係る事務量等に影響はないと考える。 (第3回幹事会) | |
| 17 | 自治体総合賠償責任保険費 | 保険料の設定方法や特別区の実態を踏まえて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 なお、次年度以降についても引き続き、毎年度の負担金の予定額をもとにメンテナンスを行うことが適当であると考え、この点について区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) | 自治体総合賠償責任保険費について、保険料の一部が人口以外の指標で算出されているため、一部固定費を導入し、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 次年度以降、毎年度の負担金の予定額によりメンテナンスを行うことについて異論はない。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------|---|--|------|
| 18 | 全国市長会負担金 | 特別区の実態を踏まえた算定であり、概ね妥当と考えるが、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) | 全国市長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、算定開始時の設定方法に合わせて、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 19 | 全国市議会議長会負担金 | 特別区の実態を踏まえた算定であり、概ね妥当と考えるが、標準区経費の設定にあたり、これまでの算定方法等を踏まえた精査が必要と考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会) | 全国市議会議長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、算定開始時の設定方法に合わせて、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 20 | 職員被服貸与費 | 特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | 職員被服貸与費について、特別区の貸与基準等の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 (第1回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|--|---|------|
| 21 | 社会福祉法人認可等事務費 | 区側提案によると、例えば、報酬と委託料についてみると、いずれかが計上されている区、両方が計上されている区、いずれも計上されていない区など、各区によって内容が異なっている。この内容をもとに、標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会) | 区市町村に移譲されている社会福祉法人認可等事務に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 法令で定められた普遍的な事務であり、22区で実施していることから、財調算定すべき事業と考える。経費の設定についても、特別区の実態を踏まえて精査しており、合理的かつ妥当な水準であると考え。 (第3回幹事会) | |
| 22 | 敬老事業費 | 区側提案に係る事業は、規模や実施形態を含めその必要性の有無について各区が財政状況や住民ニーズなどを踏まえて、政策的判断により行っているものであると考え。 (第2回幹事会) | 高齢者を対象に敬老の日に記念品を贈呈する等の事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 全区で実施している普遍的な事業であり、今後も高齢者の増加が見込まれることから、経費の増大が見込まれる。特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行ったものであり、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。 (第3回幹事会) | |
| 23 | 介護人材確保・定着支援事業費 | 区側提案によると、実施内容、規模等が各区によって異なることが伺われ、今回の提案内容から標準区経費を設定することはできないと考える。 (第2回幹事会) | 介護人材の確保や定着支援を行う事業に係る経費について、新規に算定する。なお、特別区の実施実態を踏まえ、包括算定とする。 (第1回幹事会) | |
| | | | 急速な高齢化と労働人口の減少に備え、定着が困難な介護人材の確保に取り組む事業であり、各区が様々な手法で実施している実態を踏まえ、包括算定として提案したものである。標準区経費の設定は十分可能と考える。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------------------------|--|---|------|
| 24 | 小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 給付事業費 | 区側提案は、国庫補助事業の対象経費を基準財政需要額に算入するというものであるが、標準区経費の設定方法については、精査が必要であると考えます。 (第2回幹事会) | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、経費の設定方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 25 | 定期利用保育補助 事業費 | 区側提案は、平成29年度予算額をもとに設定され、各区が単独で実施している事業も含まれているが、標準区経費として合理的かつ妥当な水準を設定すべきであると考えます。 (第2回幹事会) | パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等において児童を定期的に保育する事業に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 区側としては、本来、各区が単独で実施している事業も含めた実態に基づく算定とすべきと考えますが、今回は都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--------------------------------------|---|--|------|
| 26 | 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業費 | <p>この提案に対する都側の認識は、平成29年度財調協議で示したとおりであるが、昨年度述べた内容を改めて申し上げますと、昨年度の区側提案は、平成28年度の予算をもとに標準区経費を設定するもので、平年度ベースの実績すら伺えず、標準区経費としての適正な水準が判断できないこと、一方で、待機児童対策が喫緊の課題であり、特別区においても更なる取組が必要な状況にあることから、都区財政調整においては、標準的な需要ではなく、臨時的な需要として位置付け算定すべきもの、との考えを示した。</p> <p>さらに、区側からは、「都の事業期間と合わせて」、「算定がなされるべき」との強い考えが示されていたことから、都側としても、都区財政調整における算定として、その時点で取り得る方法を検討し、平成28年度再調整において、平成29年度以降に発生する経費も併せて、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定することを提案した。</p> <p>都側としては、このように、区側提案の趣旨及び内容、さらに、それまでの幹事会における区側の考えを踏まえ、これに沿う形で、都区財政調整における算定を検討し、提案をしたところであるが、区側からは、「都の発言に矛盾を感じている」との理由から、この提案について理解が得られなかった。</p> <p>これらの協議の経過及び区側の発言を踏まえ、平成29年度都区財政調整においては、「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定し、平成30年度以降については改めて協議するものとして整理することになった。</p> <p>今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただきます。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>過去の協議においては、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費の提案を幾度となく行ってきたが、都はその都度自主財源で対応すべき事業であると主張し、協議不調が続いてきた。</p> <p>平成29年度財調協議においては、都の平成28年度補正予算「待機児童解消に向けた緊急対策」の趣旨を鑑み、特別区の実態を踏まえた両事業の算定を区側から提案した。</p> <p>それに対して、都側は、各区の実態を把握できる状況にないことから、標準区経費の水準が適正か判断ができず、臨時的な経費として位置付け、毎年度協議する必要があると主張した。</p> <p>その一方で、都側は、平成28年度財調の再調整に関して、緊急対策の計画期間である5か年分の経費を一括して臨時的に算定する提案をしたため、区側から都側の主張の矛盾を指摘したが、明確な回答はなかった。</p> <p>結果的に、両事業を「待機児童解消緊急対策対応経費」として単年度分を臨時的に算定するという都側の主張をあくまで暫定的な整理として受け入れ、次年度以降、改めて協議することとなった。</p> <p>今回は、昨年度協議における「各区の実態を把握できる状況にない」との都側の主張を踏まえ、全区で事業を実施している実態をもとに、改めて提案を行うものである。</p> <p>都の平成30年度予算要求においても、当該事業の予算要求がなされていることから、もはや臨時的な需要ではないことは明らかである。</p> <p>喫緊の課題として社会問題となっている待機児童対策について、現在、都区双方が思いを一つにして協働で施策を展開している状況である。特別区が安定的に保育サービスを区民に提供していくため、ひいては深刻な少子化をくい止めるため、当該事業を標準的な需要として算定することが必要と考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---|---|--|------|
| | 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 (つづき) | <p>今回の区側提案について、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費は、平成28年度決算額をもとにした提案であるが、都補助事業が始まったのが平成28年11月であることから、5か月分の実績を12か月分に割り返して標準区経費が設定されている。</p> <p>また、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費の提案については、平成29年度予算をベースにした算定となっている。</p> <p>いずれの提案についても、平年度ベースの実績が確認できず、昨年度と同様、都区財政調整における標準的な需要を検討するうえで、適正な水準かどうか、現時点で判断はできないと考える。</p> <p>したがって、都側としては、平成30年度の都区財政調整についても、平成29年度と同様に、臨時的な需要として整理することが適切と考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | <p>今回の区側提案は、平成29年度財調協議において、都側から「各区の実態を把握できる状況にない」との主張があったため、特別区の実態を調査し、その結果をもとに提案を行うものである。</p> <p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業費については、主な対象施設である認証保育所の数が横ばいであることや、各区では保育料の一部を複数月に期限を区切って助成するという事業の実態もあることから、都補助事業が始まった平成28年11月からの実績を平年度化して提案しており、標準的な需要を検討するに十分に足りうると考える。</p> <p>また、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費については、認可保育所の数が増加していることに加え、先に述べた認可外保育施設利用支援事業の創設と同時期に東京都が採用6年目以降の職員にも対象を拡大し、国も平成29年度から同様の制度拡大を行ったことから実績が伸びており、予算ベースで提案を行ったものである。</p> <p>いずれの提案についても、今後の経費の見込みに懸念があるのであれば、既に財調で算定されている他の都補助金対象事業と同様に、補助金申請等の資料をもとに毎年度財調の算定額を更新していくことで、十分対応可能と考える。</p> <p>臨時的な需要としてではなく、このような整理をすることで、恒常的に算定することができないか検討いただきたい。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | |
| | | <p>ただ今の区側からの発言について、次回幹事会で都側の見解を述べさせていただく。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---|--|---|------|
| 27 | 【態容補正】区立保育所管理運営費・私立保育所施設型給付費等（年度途中開所保育所運営費） | 平成29年度財調協議でも申し上げたが、特別区財政調整交付金の算定方法として、普通交付金の算定方法に係る基準日が4月1日現在とされていることから、4月1日その他一定の基準日の数値により算定を行うことが合理的であると考え。（第2回幹事会） | 年度途中に開所した場合及び定員拡大を実施した場合の初年度の保育所運営に係る経費について、新規に算定する。なお、平成29年度財調協議の結果を踏まえ、今回は態容補正による算定を提案する。（第1回幹事会） | |
| | | | 待機児童対策として各区は年度途中の保育所開設や定員拡大を行っており、平成30年度もさらなる拡大に取り組む状況が見込まれる。都も年度内に着手する保育所整備事業に対し支援を行っており、一定の基準日の数値による算定にこだわるのではなく、年度途中開所経費を適切に反映可能な態容補正により算定すべきと考える。（第3回幹事会） | |
| 28 | 国民健康保険事業助成費（データヘルス計画等） | データヘルス計画については、国のガイドライン、また今後策定予定の東京都国民健康保険運営方針の中でも計画策定が求められていることは認識している。しかしながら、区側の示す各区の実施状況を見る限り、標準的な計画の策定方法が確認できないため、現時点では標準区の設定は困難と考える。（第2回幹事会） | 国の保健事業指針に基づくデータヘルス計画及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画の策定に係る経費について、新規に算定する。（第1回幹事会） | |
| | | | 今回の提案は、標準区の設定としては、多くの区で経費が発生している委託料により設定している。また、その水準については、調査から把握した各区の支出経費の平均値をもって設定しており、いずれも妥当なものと考え。（第3回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|--|---|------|
| 29 | 宿泊所等管理運営費 | 区側提案は、標準区経費として設定されている分担金のうち施設整備費部分を見直すというものであるが、標準区経費の設定方法については、積算方法も含めて精査が必要であるとする。 (第2回幹事会) | 特別区人事・厚生事務組合が管理している宿泊所等施設の管理運営等に係る特別区の分担金について、施設整備経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | 区側の資料によると、施設整備経費に係る予算と決算に差があるため、標準区経費の設定については、決算をもとに積算することが妥当であるとする。 (第3回幹事会) | 都側の意見を踏まえ、標準区経費の設定方法について再検討した。 施設整備は再編整備計画に基づき計画的に行うものであること、また特別区の実態を適切に反映させるという点から、標準区経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきとするが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会) | |
| 30 | 心身障害者緊急一時保護事業費 | 区側提案は、各区が単独で実施している事業をもとに標準区経費を設定するものであるが、各区により実施状況が異なることが伺え、標準区経費の設定として妥当ではないとする。 (第2回幹事会) | 心身障害者緊急一時保護事業費について、法定外扶助の都型ショートステイ及び家庭保護に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 法定外扶助の実態が現行算定と乖離している状況を踏まえ、各区共通の経費を標準区経費として設定しており、合理的かつ妥当なものであるとする。 (第3回幹事会) | |
| 31 | 地域生活支援事業費 | 区側提案は、地域生活支援事業のうち一部の事業が平成28年度に一般財源化されたことから、調査結果をもとに財調に反映させるというもので、見直しは妥当であると考えられる。 なお、標準区経費の設定方法については、精査が必要である。 (第2回幹事会) | 地域生活支援事業費について、国庫補助対象外となった自動車運転免許・改造助成費を追加し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------|--|--|------|
| | 地域生活支援事業費 (つづき) | | 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 32 | 介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 | 本経費は平成26年度財調協議において新規算定されたものであるが、標準区経費の設定が据置きになっている。今回、区側の調査結果をもとに見直すことは妥当であるが、標準区経費の設定方法については、精査が必要であるとする。 (第2回幹事会) | 介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費について、国庫補助・都補助対象経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 33 | 区立保育所管理運営費（公設民営委託料） | 区立保育所管理運営費で算定されている委託施設の管理運営委託経費は、全費目共通の変動率を乗じて金額を改定している。今回の区側提案は、保育士等の処遇改善を反映させるというものであるが、標準区における対象経費の積算方法について精査が必要であるとする。 (第2回幹事会) | 区立保育所管理運営費について、処遇改善等の上乗せに伴い、増大している公設民営保育所の委託料を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------|--|--|------|
| 34 | 私立保育所施設型給付費等 | 施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 待機児童解消に向けて保育所の設置が進んでおり、現在の実施状況をもとに見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについて、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱで異なっている。この点及び標準区経費の設定方法について確認されたい。 (第2回幹事会) | 私立保育所施設型給付費等について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 処遇改善等加算Ⅱについては、平成29年度に創設され、調査時点で判明している結果をもとに標準区経費を設定しているため、対象施設数が異なっているものである。 なお、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |
| 35 | 【態容補正】私立認定こども園施設型給付費 | 施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 今回、私立保育所と併せて実施状況を把握して見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについて、区側の調査結果によると、標準区経費の設定のもとになっている施設数の集計について、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱで異なっているが、この点について確認されたい。 (第2回幹事会) | 私立認定こども園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会) | |
| | | 調査結果については区側からの説明により確認したが、この結果をもとにした標準区経費の設定方法について、再度確認されたい。 (第3回幹事会) | 処遇改善等加算Ⅱについては、平成29年度に創設され、調査時点で判明している結果をもとに標準区経費を設定しているため、対象施設数が異なっているものである。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------|--|--|------|
| 36 | 利用者負担（保育所等） | <p>都区財政調整における保育所等の利用者負担額の設定について、都側としては、これまでの財調協議でも示しているとおり、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものと考えている。</p> <p>また、平成29年度財調協議でも申し上げたが、都の「待機児童解消に向けた緊急対策」の1つである「認可外保育施設利用支援事業」は、認可保育所等の利用者負担額のあるべき水準を示すものではない。</p> <p>今回の区側提案については、内容を確認のうえ、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。 （第1回幹事会）</p> | <p>平成29年度財調協議においては、区側から、特別区と都内市部の実態を比較検証した結果、特別区の利用者負担の水準が都内市部と同水準であることが確認できたことから、特別区における利用者負担の水準は標準区として合理的かつ妥当な水準であり、特別区の実態を適切に財調に反映させるよう提案した。</p> <p>しかし、都側は国基準での設定が妥当であると主張し、2年続けて協議不調となった。</p> <p>同様に、昨年度の協議で区側から、平成28年度東京都補正予算において創設された認可外保育施設利用支援事業との整合を図る意味でも、区案による算定に改めるべきと主張した。</p> <p>その意図を改めて具体的に申し上げると、創設された事業では、認証保育所の利用者負担額について都と区市町村で1/4ずつ、合わせて1/2を補助し、実際の利用者負担額を残る1/2とするもので、補助対象額に上限はあるものの、その上限以内であれば、必ず1/2が補助されるスキームとなっている。</p> <p>これに従えば、例えばある認証保育所の3歳未満児の利用者負担額が、認可保育所等の現行の財調算定額と同じ45,126円であれば、その1/2が補助されるので、実際の利用者負担額は22,563円となる。</p> <p>これは、区側が主張している特別区の実態を踏まえた認可保育所等の3歳未満児の利用者負担額である25,970円よりも低い水準となっている。このことは、都が認証保育所で妥当と認めている利用者負担の水準からすれば、区側が提案している水準は当然認められるべき水準であることを示していると考ええる。</p> <p>認証保育所では認められている利用者負担の水準を、認可保育所等では認めないとする都の考え方は矛盾しており、改めて、特別区の実態を平成30年度財調に適切に反映させるべきと考ええる。</p> <p>国では、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す」として、幼児教育無償化の検討がされている。区が行っている利用者負担の軽減は幼児教育無償化を重要課題と掲げる国の方針とも合致しており、是非区案に沿って整理されるようお願いする。 （第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------|--|--|------|
| | 利用者負担（保育所等） （つづき） | <p>まず、都区財政調整における、保育所等の利用者負担額の設定について、都側の考え方を申し上げる。</p> <p>都側としては、平成29年度財調協議でも申しあげたとおり、保育所等の利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費において、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること、を踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの、と考えている。</p> <p>（続きあり）</p> | <p>都側は、保育所等の利用者負担額について、過去の協議と同様、「都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきもの」と主張している。</p> <p>しかし都は、「国の不合理な措置に対する東京都の主張」の中で、首都東京の財政需要として、「都内待機児童は、全国の3割にのぼっており、今後の保育サービスの整備が必要」とも主張している。「人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、東京で安心して産み育てられる環境の実現が必要」と都特有の財政需要があると主張している一方、財調における利用者負担の設定については国基準が妥当と主張する都の姿勢は矛盾していると考えます。</p> <p>また、昨年度の協議でも申しあげたが、都側が主張する地方交付税の算定においても、「地域子育て支援事業」などの事業で各自治体の判断で社会経済状況を鑑み、必要な施策を選択し、取組を行うための需要額が確保されており、財調の算定は国基準の利用者負担が妥当であるという主張は成立しえないと考えます。</p> <p>地方交付税を引き合いに出すのであれば、各区の判断で施策が選択できる「地域子育て支援事業」を財調でも算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>次に、都の認可外保育施設利用支援事業と利用者負担の関連性であるが、区側としてここで申し上げたいのは、認可外保育施設利用支援事業の内容そのものについてではなく、その考え方についてである。</p> <p>（続きあり）</p> | 協議結果 |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|------------------------------------|---|--|------|
| | 利用者負担（保育所等） （つづき） | <p>また、前回の幹事会において、区側からは、都の認可外保育施設利用支援事業についての発言があった。</p> <p>この点についてであるが、都の認可外保育施設利用支援事業は、待機児童の解消に向けて、各区市町村の事業を補助することにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>認可外保育施設の利用者の負担軽減は、区市町村が地域の実情に応じ、議会の議論を経て実施しているため、負担軽減の内容、規模は区市町村によって異なっているが、都の補助事業は、こうした各区市町村の事業をそれぞれ支援している。</p> <p>このため、都の認可外保育施設利用支援事業は、前回の幹事会での区側の発言にあったような、利用者負担額に対して「必ず1/2が補助されるスキーム」ではなく、「認証保育所」の「利用者負担の水準」を示すものでもない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>都から、認可外保育施設利用支援事業は「地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上」を目的としていることが述べられたが、各区が行っている保育所等の利用者負担の軽減もまさにその目的で行っており、「区市町村が地域の実情に応じ、議会の議論を経て」行っているものである。</p> <p>「地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上」を認可外保育施設利用支援事業の目的と位置付けるのであれば、同じ目的である保育所等の利用者負担の軽減も当然認められるべきと考える。その考え方に差があると主張するのであれば、どこが異なるのか説明いただきたい。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |
| 37 | 支払代行業務委託費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費） | <p>支払代行業務委託費は平成16年度に設定して以降、単価が据置きとなっており、単価の見直しは妥当であると考えられる。</p> <p>あわせて、件数についても今回の調査結果により見直すとの提案であるが、標準区における設定方法については、精査が必要である。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>給付費等に係る支払代行業務委託費について、単価を見直すとともに対象となる事業を整理し、算定を改善する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>都側の意見を踏まえ、社会福祉費について、障害者自立支援給付等の支払代行業務委託費の件数に、他の事業区分に係る件数を含めるとともに、改めて標準区における件数を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------------------------|--|---|------|
| 38 | 健康増進計画・食育推進計画策定経費 | 健康増進計画と食育推進計画というそれぞれ別の根拠を持つ計画を一体として策定することとしているが、この両者を一体として策定することが妥当と言えるのか、区側の見解を伺う。 また、各区における委託内容を整理したうえで経費を設定すべきであると考えている。加えて、消耗品費については適当とは言えない経費が含まれることから内容を精査すべきであると考えている。 (第2回幹事会) | 健康増進法に基づく健康増進計画及び食育基本法に基づく食育推進計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 健康増進事業と食育推進事業は共に住民の健康の増進を目的とし、施策としても密接に関連していること、また厚生労働省通知「健康づくりのための食育の推進について」において、食育推進計画と健康増進計画の整合性を図ることが求められていることなどから、両計画を一体的に策定することには合理性があり、効率的かつ効果的な計画とすることができるものと考えている。 なお、標準区経費の設定については、都側の意見を踏まえ、改めて数値を精査した。 (第3回幹事会) | |
| 39 | 公害保健対策費 (自動車騒音・振動・交通量調査経費) | 法令等により、各区において実施が必要な事業であることは理解できる。しかしながら標準区における本事業の実施形態は、区側の調査結果を見ると委託により行うことが原則であり、委託内容は道路延長等とある程度の相関性が見られるものと思われるが、一部説明できないものがあるように見受けられるため、経費を精査すべきと考える。 (第2回幹事会) | 公害保健対策費について、自動車騒音常時監視、自動車騒音調査、自動車振動調査及び自動車交通量調査に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 本調査は、道路沿道地域の騒音・振動の影響を把握するために実施するものであるが、その測定地点数は必ずしも道路延長や道路面積に比例するものではなく、騒音・振動の発生レベルの高い幹線道路を中心に各区とも概ね10箇所前後で測定していることから、固定費による設定は妥当なものと考えている。 なお、標準区経費の設定については、都側の意見を踏まえ、改めて数値を精査した。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--------------------------|---|---|------|
| 40 | 鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策） | <p>区案では、本事業は「東京都区市町村との連携による地域間協力活性化事業（外来種の積極的防除事業）」を活用することが前提となっている。この補助を受けるにあたっては「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意することが必要であるが、当該計画の計画期間は平成32年度末までであることから、平成32年度までの時限的な算定が適切と考える。</p> <p>また、区案の経費を確認したところ各区分で単価や規模の乖離が激しく、このままでは標準区を設定することは難しいように見受けられる。各区の委託内容を精査したうえで経費を設定すべきと考える。</p> <p>加えて、区案は経費を全比例で設定しているが、アライグマ等の生息数と人口との相関性は無いものとする。</p> <p>これらのことを整理したうえで、改めて標準区を設定すべきであるとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>鳥獣被害対策事業費について、アライグマ・ハクビシンの防除事業に係る経費を新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>まず、区案は都補助を活用することが前提となっていることであるが、本案は施策の普遍性を考慮の上、特別区の実態を踏まえて設定したものであり、都補助制度を活用することを前提としているものではない。したがって、平成32年度財調までの時限的な算定とする必要はないものとする。</p> <p>しかしながら、都の防除実施計画終了後の特別区の実態の変化を反映することも必要であることから、平成33年度財調協議において本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提に、平成32年度財調までの時限的な算定とすることとしたい。</p> <p>次に、各区の委託内容を精査した上で経費を設定すべきことであるが、都側の意見を踏まえ、各区の委託内容を精査し、改めて現場調査ほか3区分の単価と件数を設定した。</p> <p>最後に、アライグマ等の生息数と人口との相関はないものについて、区側としては、各区の捕獲件数や決算額の実績と人口にはある程度の相関があるものとするが、都側の意見を踏まえ、固定費による設定に見直した。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------|---|--|------|
| 41 | 健康相談事業費 | <p>39歳以下の健康診査について、区案では保健所での直接実施と委託による実施が混在しているように見受けられ、標準区における本事業の実施形態はどのような形が適切かが判断できない。</p> <p>また、各区の経費に人口規模等で説明できない著しい乖離があるまま標準区を設定していることは適切ではない。この原因の一つとして、各区における39歳以下健診の対象者の範囲、実施回数等にばらつきがあることが考えられることから、健診対象者の範囲等についても整理し経費を設定すべきである。</p> <p>なお、小規模事業所従業者等健診については事業実施区の実態をみても標準区として算定することが適当な規模とは言えないものとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>健康相談事業費について、算定対象を「39歳以下の健康診査」と「行政対応が必要な小規模事業所の従業員向け健康診査と障害者健康診査」に整理し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>39歳以下の健康診査について、区案は特別区の実態を踏まえた妥当な水準の設定になっていると考える。</p> <p>本事業については、19区で実施する普遍性のある事業であること、また厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」の中でも、「特定健診・特定保健指導の対象となる以前に健診を行い、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を実施することは、特定保健指導対象者を減少させる上で有効であると考えられる」とされている。</p> <p>それらを踏まえれば、区側としては標準区経費の設定方法については課題はあるものの、事業としては財調上算定されるべきものとするが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------|--|---|------|
| 42 | 予防接種費（事務経費） | <p>厚生労働省の「定期接種実施要領」ではA類疾病、B類疾病の別はなく、また当該要領から見る予防接種における事務内容を見てもこの両者を合わせて実施することについて特段の不合理性は無いと思われることから、事務経費の統合については区案のとおり整理する。</p> <p>しかしながら区側の示す各区の実施状況を確認する限り、標準区としてのあるべき実施体制が確認できないため、本事業における標準的な事務を整理の上経費を設定するべきであると考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>予防接種費について、予診票等の封入封緘委託経費を追加算定するとともに、事務経費の算定を充実する。また、各々の事業で算定している事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>都側の意見を踏まえ、改めて算定内容を精査し、「予診票等の印刷と封入封緘は委託し、発送は区が直接行う」ことを標準区の実施体制として整理するとともに、一部固定費による設定に見直した。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |
| 43 | 予防接種費（接種率等） | <p>区案では、一部接種費について接種率が100%を超えているものがあるが、標準区の考え方からすると100%を超える需要が発生することは適当ではないと考える。</p> <p>この要因の一つとして、過年度に接種を受けるべきであった者が当該年に受けていることがあると考えられることから、接種率の設定にあたっては複数年の結果をもって見直すことが適当と考える。</p> <p>また、平成29年度財調協議において算定を見直した日本脳炎Ⅱ期接種の接種率については、直近の実態である今回の区側調査結果に基づき整理するが、これについても複数年の実績値が得られた段階で改めて見直すことが適当と考える。</p> <p>なお「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」を「ジフテリア・破傷風」と名称変更することについては妥当であると考えられることから、区案のとおり整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>予防接種費について、A類疾病の四種混合ほか5予防接種の接種率等を見直し、予防接種委託料の算定を充実する。また、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・破傷風」に変更する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>区案は、予防接種における過去の見直し方法を踏まえ、直近単年度の実績をもとに接種率等を見直しており、その方法に問題はないものと考えているが、複数年の実績をもとに見直すことに異論はないことから、日本脳炎Ⅱ期を除き複数年の実績をもとに改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------|---|---|------|
| 44 | 自殺防止対策事業費 | 区案を確認したところ、各区の経費にばらつきがある中で、標準区における本事業の実施内容が確認できないため、標準区を設定することが困難である。本事業の標準的な事業実施内容を検討したうえで再設定すべきと考える。 (第2回幹事会) | 自殺防止対策事業費について、東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、標準的な実施事業として「人材養成事業」、「普及啓発事業」及び「若年層対策事業」の3事業を設定した。その上で数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、平成31年度財調以降の標準区経費については、今回設定した3事業の直近の都補助実績に基づく設定とすることが適当であると考えているが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会) | |
| 45 | 性感染症対策費 | 区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | 性感染症対策費について、健康相談事業費で算定されている性感染症検査を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| 46 | 環境衛生費（水質検査） | 区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | 環境衛生費について、健康相談事業費で算定されている水質検査に係る経費を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| 47 | 精神保健対策費 | 両事業の統合については、事業の内容及び各区の実態からみて妥当なものと考えられることから、区案のとおり整理する。 なお経費についてであるが、各区間の数値にばらつきがあるまま設定されており妥当とは言えない。標準的な事業内容について整理検討したうえで改めて設定すべきである。 (第2回幹事会) | 精神保健対策費について、精神保健相談事業費を統合し、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------|--|--|------|
| 48 | 清掃費の見直し | <p>区側提案は、「標準区ごみ量の見直し」、「収集運搬モデルの改定」及び、前回の見直しを行った平成27年度財調協議と同様の手法により、乖離の見られる各項目について見直しを行ったとのことである。</p> <p>また、近年各区で実施の進んでいる「ピックアップ回収」による資源量などを新たに勘案されたとのことである。</p> <p>こうしたことから、提案内容については、見直し項目が多岐にわたるため、内容を精査の上、次回以降、都側の見解を述べさせていただく。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>今回の見直しは、「標準区ごみ量については3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、前回の見直しの平成27年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものである。</p> <p>今回の見直しにあたっては、事前に都区合同で実施した調査結果に基づき、次の3つの視点に立って見直しを行いたいと考える。</p> <p>まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。</p> <p>現行の標準区ごみ量については、平成25年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しているが、今回はこれを直近の実績である平成28年度のごみ量と人口に更新するとともに、近年各区で実施が進んでいる不燃ごみの中から資源物を選別しリサイクルするピックアップ回収による資源量をごみ量に加算し、設定している。</p> <p>2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。</p> <p>いま説明した見直し後の標準区ごみ量と平成29年度の各区の収集作業計画をもとに、前回改定時と同様の手法を用いて収集運搬モデルを改定している。</p> <p>3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」である。</p> <p>作業運営費やリサイクル推進事業費など特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図るものである。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------------------|--|--|-------------|
| | <p>清掃費の見直し（つづき）</p> | <p>前回の区側提案について精査したので、都側の見解を述べる。 ここ数年のごみ量の減少傾向を反映し設定された標準区ごみ量を基に「収集運搬モデル」が改定されている。 これに併せて処理処分費などについて、経費が整理されており、清掃事業の実態を踏まえていると考えられる。 しかしながら、都側の考えと異なる点もある。 1点目として、事業系ごみにかかる廃棄物処理手数料設定の考え方と、これに関連する密度補正及び態容補正についてである。これらについては、平成24年度財調協議以降、都区の見解が異なり議論を重ねてきた。 平成29年度財調協議においても見解が異なり、引き続き検討すべき課題として位置づけた。 従前から申し上げているように、事業系ごみの処理に係る経費は、自己責任処理の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきである。この観点から、都側としては、事業者に対する自己責任処理を徹底するために適正な廃棄物処理手数料を設定することが、清掃事業の「あるべき需要」と考えている。 こうしたことから、密度補正及び廃棄物処理手数料の態容補正の両補正を廃止すべきであると考え、区側の見解を伺う。 2点目として、「3年ごとを基本とする見直し方法」についてである。23区のごみ量は、近年減少が続く一方、測定単位である人口は増加している。 こうした状況下において、「3年ごとの見直し」という取扱自体が、清掃事業の実態と財調算定とがかい離する原因となっている。これについては平成29年度財調協議でも述べたとおりである。 より適切な算定方法に見直していくという観点から、この「3年ごとを基本とする見直し方法」についても、見直す必要があると考える。 例えば「ごみ量」については、平成27年度から平成28年度までの1年間で約3万7千トン、率にして2.1%、減少しているが、このように、客観的なデータとして取得が容易な事項については、毎年度、見直す必要があると考える。 このことにより、区側の言う清掃事業の実態も、より適切に捉えた財調算定となると考えているが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p> | <p>1点目の「廃棄物処理手数料設定の考え方とこれに関連する密度補正及び態容補正」についてであるが、今回提案した手数料単価は、自己処理責任の原則及び受益者負担の原則に基づいた23区統一の考え方により算出した手数料原価まで引き上げられており、設定方法を含め排出事業者が負担すべき妥当なものであると考えている。 そのため、平成29年度財調協議でも申し上げたが、事業系ごみの収集にかかる経費と手数料収入には一定の乖離が生じることは必然であり、この乖離部分を事業所数により調整する両補正は、財調算定上必要なものとする。 次に、2点目の「3年ごとを基本とする見直し方法」についてであるが、都側の発言にもあったように、前回の見直しからの3年で特別区の人口は増加している一方で、ごみ量は減少していることから、今回の見直しで標準区ごみ量は現行の設定から6.8%も減少する見込みである。 しかし、今回の区側提案においては、収集運搬モデルの改定で清掃車両は1台の減少にとどまり、清掃費全体の見直し影響額は約14億円の充実となっている。 算定充実の提案となった主な要因は、リサイクル関連経費の増加と手数料収入等の歳入の減少にあると分析しており、単にごみ量を更新していただくだけでは特別区の実態を踏まえた適切な財調算定はできないものとする。 区側としては、3年ごとの見直しを基本としながら、平成28、29年度財調協議で、「粗大ごみの処理手数料及び収集運搬委託料」、「最終処分委託料」、「廃棄物処理手数料」及び「産業医報酬・職員健康管理委託料」の見直しを提案しており、機を逸することなく適宜・適切に見直しを図っているものと認識している。 （第2回幹事会）</p> | <p>協議結果</p> |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|---|--|------|
| 49 | 公衆浴場助成事業費 | <p>公衆浴場助成事業費については、平成27年度財調協議において区側から提案があり、公衆浴場の箇所数と合わせて経費単価の見直しを行ったところである。</p> <p>都福祉保健局の資料によると、それ以降も区部において毎年20か所程度の浴場数が減少している。</p> <p>今回の区側提案について、なぜ提案するのか。</p> <p>現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>公衆浴場助成事業費について、公衆浴場数及び助成単価を見直し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>平成27年度財調協議で公衆浴場の箇所数及び経費単価を見直した以降も特別区の公衆浴場数は減少している。一方、各区の実態から公衆浴場に対する助成費は、拡充されていることも確認できた。</p> <p>この状況は、平成27年度財調協議時と同様であり、今回見直しの必要性を確認し、当時と同様の手法により、標準区経費を設定したものである。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |
| 50 | 商工振興費（工業振興費助成） | <p>工業振興費助成については、平成21年度財調協議において区側から提案があった。</p> <p>区側の実態を踏まえ、標準区において核となる事業を整理した上で、ひとつひとつの事業について、内容を十分に把握し、検討した結果、新規算定したものである。</p> <p>今回の区側提案について、なぜ提案するのか。</p> <p>現状、問題点、区の実態等を踏まえ、提案意図・趣旨を確認したい。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------------------|--|--|------|
| | 商工振興費（工業振興費助成） （つづき） | | 各区の実態から、本経費で算定されている各事業が特別区において継続して実施されており、経費については増加していることが確認できた。 また、財調では算定されていないが、特別区の産業を活性化すべく、区内の優秀技術者を表彰するなど、地域企業力向上のための事業を広く行っていることも確認できた。 これらを踏まえ、算定されている3本の柱立てを充実するとともに、新たな柱立てを追加する提案を行ったものである。 （第3回幹事会） | |
| 51 | 都市整備総務費（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費） | 区側提案は、各区が緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を策定している状況と、現在、財調において未算定であることを理由に新規算定を提案している。本計画について、都市緑地法上、基礎自治体に計画策定の義務はなく、また当該経費を地方交付税においても算定されていない状況の中、財調における標準的な需要と考える区側の見解を伺う。 （第2回幹事会） | 都市整備総務費について、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に係る経費を、新規に算定する。 （第1回幹事会） 本計画は、法による策定義務はないものの、特別区の実態として全区で策定されているものである。また、法に明記されているとおり、「緑地の保全及び緑化の推進」に資すべく、統一的な考え方により策定されているものであり、都の「都市計画公園・緑地の整備方針」などの考え方を踏まえた内容のものと考えている。以上のことから、標準的な需要として妥当と考える。 （第3回幹事会） | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------|---|--|------|
| 52 | 道路占用料 | 特別区の実態を踏まえ、平成28年度財調協議と同様の方法を用いた見直しであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 (第3回幹事会) | 道路占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| 53 | 公園使用料・占用料 | 区側提案の調査結果において「公園占用料」の平成28年度決算額が、ゼロの区が数区存在し、占用料の徴収対象物件の性質を鑑みると、数値の精査が必要であると考えます。 (第2回幹事会) | 公園占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善するとともに、公園使用料についても算定を改善する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 一般公園については、各区の実施実態を踏まえ前回見直した平成28年度財調協議と同様の考え方で整理したものである。また、河川敷公園の使用料、占用料についても、一般公園と同様の考え方で標準区経費を改善している。以上のことから、今回の見直しは妥当なものと考えます。 (第3回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---|--|--|------|
| 54 | 特別区債（道路改良）の見直し、 【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し | <p>「道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止する」という区側提案内容について、異論はない。</p> <p>今年度の協議で新たに提案された「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」について、区側の提案内容は『事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において、新たに算定するよう見直しを行う』というものである。</p> <p>しかし、今まで特別区債及びその元利償還金を本態容補正の中で算定していなかった状況の中、特別区の起債の状況に変化が見られない以上、算定方法を改める必要はないと考える。</p> <p>また、事業費に乗じる「3/4」という係数について、本態容補正は、特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業を算定対象とし、前年度実績額に「3/4」を乗じて需要額を算出している。</p> <p>一方、都市計画交付金の対象となる事業認可を得て行う都市計画事業については、「1/4」相当を都市計画交付金で算定し、残りの「3/4」相当を財調上、その他諸費の財産費において算定しており、需要の「4/4」が算定されている。</p> <p>都市計画事業は、都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に行われる事業であり、都市計画に定められていない事業とは、当然その性格を異にするものである。</p> <p>したがって、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり「3/4」を事業費に乗じることは、妥当と考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>平成29年度財調協議において都側から提案のあった「道路改良における特別区債の見直し」については、都区の見解が一致せず不調となった。</p> <p>これを踏まえ、今回、区側で「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」等も含め、一体的に検討を行った。</p> <p>今回の提案は、特別区の実態を踏まえ見直しを行うものであり、具体的には、まず道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止する。</p> <p>次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、加算額を算出するにあたり、事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において新たに算定するよう見直す。</p> <p>加えて、態容補正の加算額を算出するにあたり、事業費に乗じられている係数「3/4」について、根拠が不明確であることから廃止する。</p> <p>いずれも、特別区の実態や平成29年度財調協議で明らかになった課題等を踏まえ整理した内容となっており、今回提案した内容で取りまとめられたい。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---|---|---|-------------|
| | <p>特別区債（道路改良）の見直し、 【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し （つづき）</p> | <p>まず、「道路改良」における特別区債及びその元利償還金を廃止するという点については、区側から「道路改良における特別区債の算定については、特別区でほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止」として提案があったことから、実態を踏まえて見直すことに異論がないと申し上げた。</p> <p>次に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」における特別区債及びその元利償還金を新設する点について、本態容補正は、特別区債及びその元利償還金を算定に含めない内容で現在まで算定してきた以上、区側が、今回新たに特別区債及びその元利償還金を設定すると提案するのであれば、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、その多くが起債している実態等を分析した上で、新たに設定することの必要性を提示していくことが必要と考える。</p> <p>最後に、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」に乗じる係数「3/4」についてであるが、本態容補正が対象としている都市計画事業以外のその他の道路事業においては、各区の自主財源により賄われるべき事業も含まれている。したがって、都市計画事業と異なり事業費に「3/4」という係数を乗じている現行の算定方法は、妥当であると考えます。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正の見直し」について、都側からは「特別区の起債の状況に変化が見られない以上、算定方法を改める必要はない」との発言があった。「特別区の起債の状況に変化が見られない」のは、新設・拡幅だけでなく、道路改良も同様である。区としては、あくまでも実態と算定に乖離が生じているため、双方の算定を見直すのであって、見直しの必要性について差異は無いと考える。「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」のみ、見直しの必要性が無いとする理由について、改めて都側の見解を伺う。</p> <p>次に、態容補正にかかる係数「3/4」について、都側から、都市計画事業との差別化を図るための係数である旨の発言があった。そもそも財調は、区の一般財源負担を「あるべき需要」の考え方をもって算定するものであり、補助制度ではない。区としては、財源保障制度である財調の算定において、双方の算定に差別化を図ることに合理的な理由はないと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>協議結果</p> |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------------|--|---|------|
| 55 | 【小・中学校費】 学校運営費（ICT支援委託） | <p>本経費はICT機器の機能を活用するという点において、ICT機器整備と不可分の経費である。その点で、平成29年度財調協議で「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を根拠に提案のあった電子黒板・実物投影機整備経費と同時に提案のなかったことの整合性について、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p> | <p>学校運営費について、教職員のICT機器活用のサポート等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。 (第1回幹事会)</p> <p>都側の意見にあった、平成29年度財調協議において機器整備経費と同時に提案のなかったことの整合性だが、当該経費は「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づくICT機器の機能活用のみを目的とするものでなく、デジタル教材の作成支援をはじめ、学校教育におけるICT活用の充実に向けた幅広い業務を担うものであり、都側から同時提案を求められることに合理性はない。 また、基準財政需要額は、当該年度のあるべき需要を適切に算定すべきものであり、提案の時期が当該経費の算定に係る妥当性に影響するものではない。 ICT支援については、地方交付税の対象とされていることから、区市町村が等しく行うべき事務のはずである。加えて、次期学習指導要領において、ICTを活用した学習活動の充実といった内容が規定されており、今後、さらに必要性が高まるものと認識している。 国の計画や指針に基づき地方交付税で措置される経費であることや、特別区における実施実態を鑑みれば、当然に財調算定すべきものとする。 (第3回幹事会)</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------------------|---|--|------|
| 56 | 【小・中学校費】 学校運営協議会等 経費 | 法改正で努力義務化された内容は学校運営協議会についてであって、類似の会議体や学校評議員制度ではない。包括した経費ではあるべき需要として不明確であり、基準財政需要額として算定するべきではない。 (第2回幹事会) | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、学校運営協議会に係る経費と、関連する学校評議員に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |
| | | | 標準区経費の設定にあたり、類似型の学校運営協議会や学校評議員を含めた趣旨は、それぞれの仕組みが学校運営協議会制度の目指す「地域とともにある学校」の実現に資するものと認識しているからである。とりわけ、類似型の学校運営協議会については、国が法定の学校運営協議会に移行する過渡的な姿と位置づけており、都においても、平成29年度から「東京都型コミュニティ・スクール導入等促進事業」として、導入が推進されているところである。 こうした関連する仕組みを含めた標準区経費の設定は、「地域とともにある学校」の実現に向けた各区の取組を適切に反映するものとする。 包括した経費ではあるべき需要として不明確とする都側の趣旨は、法定の学校運営協議会のみがあるべき需要に相当するといった認識なのか、改めて都側の見解を伺う。 (第3回幹事会) | |
| 57 | いじめ問題対策委員会等経費 | 区側提案は平成28年度財調協議の結果を踏まえて、内容を見直し、提案されたもので、標準区経費として合理的かつ妥当な水準になっていることから、区側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会) | いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ問題対策委員会等に係る経費について、新規に算定する。 (第1回幹事会) | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--------------|---|---|------|
| 58 | P T A活動推進費 | <p>本経費において、基準財政需要額のあるべき需要をどのように捉えているか不明確である。区側提案は補助金の支出、広報資料の作成等、研修会の実施の三点を挙げているが、各区で取組及び補助の対象にばらつきがある現状に照らすと、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定すべきではない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>補助金の交付や研修会の実施など、P T A活動推進に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>P T Aに対する支援は特別区に限らず、他の市町村においても実施されており、都がP T Aリーダー研修等を実施している点からも、その必要性は明らかである。</p> <p>今回の提案は、各区が地域の実情等を踏まえて取り組むP T Aに対する様々な支援のうち、特別区として共通する取組をあるべき需要に設定したものである。</p> <p>都側が本事業を基準財政需要額として算定すべきでないとする趣旨は、P T Aに対する支援は自主財源により対応すべき事業といった認識なのか、もしくは財調算定を否定するものではないがあるべき需要の設定が妥当ではないといった認識なのか、この点について伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |
| 59 | 私立幼稚園協会補助事業費 | <p>補助実態は各区で共通しているものの、何をあるべき需要と捉えるか不明確である。本事業は、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものと考えられ、基準財政需要額として算定すべきではない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>私立幼稚園の振興と教育内容の充実を目的に実施される、私立幼稚園協会補助事業に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |
| | | | <p>私立幼稚園協会補助事業費は、私立幼稚園協会が実施する教育研究活動や広報活動などへの助成を通じ、私立幼稚園の振興等を図るもので、特別区において長年実施されている普遍的な事業である。また、各区の事業規模についても概ね同様の水準にあり、財調算定すべきものとする。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|------------------|---|---|------|
| 60 | 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費 | <p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については、過去の協議においても同趣旨の提案があったが、その後状況の変化はない。また、これまでの協議でも申し上げているとおり、本事業は各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの、との考えから基準財政需要額として算定するべきではない。</p> <p>「TOKYO子育て応援幼稚園」事業と本事業の趣旨が合致すると仮定しても、それは必要性のみの議論であって、あるべき需要に係る議論の一部分のみを主張しているものに過ぎない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>私立幼稚園等保護者負担軽減事業については、平成29年度財調協議でも申し上げているが、年々格差が広がる区立幼稚園等との負担格差軽減を図るとともに、保護者が選択できる保育サービスの裾野を広げる上で、特別区における喫緊の課題である待機児童解消に資するものであると考えている。</p> <p>都は、今年度から「2020年に向けた実行プラン」における「多様な保育サービスの拡充」という柱立てのもと、「TOKYO子育て応援幼稚園」事業を通じ、私立幼稚園が待機児童解消の一助となるよう取組を進めている。本事業はこうした都の姿勢とも合致するものであり、是非区案に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>都は「国の不合理な措置に対する東京都の主張」の中で、「人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、東京で安心して産み育てられる環境の実現が必要」と都特有の財政需要を主張している。子どもを安心して産み育てられる環境の実現という点において、特別区における私立幼稚園の保護者負担が全国及び都内市部と比べても大きい状況を踏まえると、本事業の必要性は明らかなものと認識している。</p> <p>都側の意見にあった、各区の保育料に対する単独加算額に幅があること、また補助対象者に所得制限を設定しない区が大半を占めている状況は、各区における私立幼稚園の保育料の実態など様々な要因を踏まえ、地域の実情に応じて事業を実施していることから、当然のものと考ええる。</p> <p>国における幼児教育無償化の検討の中で、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す」といった考え方が示されており、本事業はこうした国の方向性とも合致するものであり、標準的な需要として算定すべきと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------------|--|---|------|
| 61 | 音楽鑑賞教室 | <p>基準財政需要額に算入された昭和54年当時と比較して、児童生徒が音楽に触れる手段・機会は大幅に増えており、現在において、基準財政需要額の充実を図る理由は存在しないと考えるが、一部比例費を導入し充実提案を行う趣旨について、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p> | <p>音楽鑑賞教室について、児童生徒数が経費の多寡に比例する傾向を踏まえ、一部比例費を導入するとともに、算定を充実する。 (第1回幹事会)</p> | |
| | | | <p>音楽鑑賞教室は、学習指導要領における音楽の鑑賞といった内容に基づき実施されており、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、学校教育における文化芸術活動の充実という柱立てがされている点からも、その必要性は明らかであると認識している。 充実提案を行う趣旨は、音楽鑑賞教室の必要性を前提として、各区の実施実態と財調算定に乖離が生じていることから、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、主体的かつ自律的な調整を図る観点から見直しを行うものである。 都側の「算定開始当時と比較して児童生徒が音楽に触れる手段・機会が増えたことから、基準財政需要額の充実を図る理由がない」といった見解について、どのような因果関係があるのか伺う。 (第3回幹事会)</p> | |
| 62 | 私立幼稚園施設型給付費 | <p>施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費にかかる加算率は、平成28年度財調協議により設定したものである。今回、区側の調査結果による標準区経費の見直しは妥当であることから、区側提案に沿って整理する。 (第2回幹事会)</p> | <p>私立幼稚園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 (第1回幹事会)</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---|---|--|------|
| 63 | <p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）</p> | <p>現在の建築工事・土木工事単価における物騰率の算出方法は、平成29年度財調協議でも申し上げたとおり、これまでも急激な景気変動時であっても物騰率の算出方法を変更しておらず、また、財調上の物騰率が各区建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はないと考える。</p> <p>平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した工事単価は、あくまで臨時的なものであり、現行の物騰率により算出した工事単価が、各区の建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価などの実態と比較して、乖離しているかどうか毎年度検証する必要があると考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>平成29年度財調協議では、建築工事・土木工事の工事単価について、特別区の実態との乖離が大きくなっている状況を踏まえ、区側から、各区予算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価となるよう改善するとともに、今後も同上昇率に基づき改定されるよう、物騰率算出方法を見直すことを提案した。</p> <p>それに対し、都側は、物騰率算出方法は見直す必要はなく、短期的で急激な労務単価の上昇を財調に反映するのであれば、平成26、27年度の2か年の増加率のみ工事単価に反映した上で、当該上昇分を引き続き反映すべきか、毎年度協議する必要があるとの見解であった。区側としては、課題の抜本的な解決とはならず了承しかねるところではあるものの、工事単価の見直しが喫緊の課題であることを踏まえ、あくまで暫定的な整理として、都側提案を一旦受け入れたところである。</p> <p>今回の提案にあたっては、現行の物騰率が特別区の実態に即したものになっていない以上、物騰率算出方法を見直し、実態を適切に反映した工事単価となるよう改善すべきという考えに変わりはない。</p> <p>しかしながら、本来あるべき物騰率算出方法の見直しは、昨年度の協議経過や現在の財源状況を勘案すると、自主自律的な観点から今後の協議課題とせざるを得ないと考えており、工事単価の設定については、昨年度の整理に沿った形で提案することとする。</p> <p>一方で、都側は、工事単価の上昇分の反映について、毎年度協議する必要があるとの見解であったが、変動率が安定的に推移している現状においては、その必要はなく、今後大きな状況の変化があった場合に、改めて検討していくべきものとする。</p> <p>老朽化が進む公共施設の適切な維持・更新が特別区にとって大きな課題となる中、昨年度の協議内容を踏まえて取りまとめた内容となっているので、是非、区側提案の趣旨に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

基準財政需要額の調整項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--|---|--|------|
| | <p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）</p> | <p>平成29年度財調協議において申し上げたとおり、急激な価格増減の影響を反映しにくい現在の建築工事・土木工事単価の物騰率算出方法は、過去の単価等の減少局面においても増減を繰り返しており、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な推計方法と考える。 したがって、現在の物騰率算出方法を見直すのではなく、平成26年、27年の2か年分上昇率の反映について、あくまで臨時的な措置で対応することが妥当であると考え。 （第2回幹事会）</p> | <p>まず、第1回幹事会において、都側から、「財調上の物騰率が、区案の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はない」との発言があったが、現行の物騰率が、平成26、27年度のような短期的かつ急激な工事費の高騰を反映できていないからこそ、単価の見直しが課題となっているものとする。「その差が大きくない」とする都側の見解は理解しかねるところであり、区側としては、本来は物騰率算出方法を見直すべきという考えに変わりはないことを申し上げておく。 次に、工事単価の上昇分について、平成30年度財調に反映することは、都側も異論はないものと理解するが、昨年度協議と同様、「あくまで臨時的なもの」とした上で、「現行の物騰率により算出した工事単価が、実態と比較して乖離しているかどうか、毎年度検証する必要がある」とのことであった。 第1回幹事会でも申し上げたが、工事費が高止まりしている現状においては、毎年度協議する必要はなく、工事単価の上昇分を普遍的な需要として標準算定した上で、今後大きな状況の変化があった場合に、改めて協議により見直していくことが合理的であると考え。 その上でもなお、臨時的な算定にすべきという考えなのであれば、具体的にその論拠を示していただくとともに、こういった状況になれば標準算定ができるのか、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p> | |

2 その他関連する項目

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-------|--|--|------|
| 1 | 特別交付金 | <p>現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を2%から5%に改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考え。</p> <p>次に、特別交付金の算定ルールについて、「各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認する」とのことだが、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではない。</p> <p>都は、申請があった案件について、申請内容を1件1件精査した上で、算定している。</p> <p>また、現行の算定ルールは、透明性・公平性確保の観点から、都区合意に基づき策定されており、「3つの視点に基づき、具体的な算定メニューとして例示」したとする事項についても、この算定ルールもしくは「東京都総務局行政部 区政課の通知」において、算定対象として明記されていることから、改めてこのような整理は不要と考える。</p> <p>このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考える。</p> <p>(第1回幹事会)</p> | <p>本年度の協議では、区側から2点提案する。</p> <p>1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。</p> <p>区側としては、過去の財調協議でも申し上げているが、「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考えている。</p> <p>平成29年度財調協議において普通交付金の財源不足が生じ、自主自律的な対応を図る観点から、基準財政需要額を圧縮する区側提案の見直しを行っている。このことから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考える。</p> <p>2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」についてである。</p> <p>同様に、昨年度協議では、区側から、算定ルールの改善を都区で検討する事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側からは「都と区の協議により策定した算定ルールに則って適切に算定しており、透明性・公平性は確保されている」、また、「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示され、協議不調となっている。</p> <p>しかしながら、今回、区側における具体的な検証の一環として各区へ実施したアンケート調査の結果では、特別交付金について、「不透明である」と感じている算定が多々存在することが確認された。算定の透明性・公平性を高めることについては、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、特別区においても、税の使途に関する区民への説明責任などの透明化が求められていることから、都区共通の課題であると考えている。</p> <p>(続きあり)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|-------|--|------|
| | 特別交付金 (つづき) | | <p>そこで、現在の算定ルールにおいて、算定メニューの例示が可能と考えられる、『地方交付税における特別交付税の算定事業』、普通交付金の過去の協議において『普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業』、『特別交付金の3月交付分に関する東京都総務局行政部区政課の通知に記載された事業』の3つの視点に基づき、具体的な算定メニューを例示した。メニュー化の趣旨としては、各区分の算定内容を限定列挙したり、例示したメニューに当てはめて申請することを想定しているものではなく、透明性・公平性を高める観点から、各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的としている。</p> <p>都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えているので、是非、前向きにご検討いただきたい。</p> <p>(第1回幹事会)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|---|--|------|
| | 特別交付金 (つづき) | <p>前回の幹事会でも申し上げているが、特別交付金の割合については、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考ええる。</p> <p>また、特別交付金の算定ルールについては、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではないこと、例示された事項についても、現行の算定ルールもしくは「東京都総務局行政部区政課の通知」において算定対象として明記されていることから、改めて区側の考えるような整理は不要と考ええる。</p> <p>区側から、「第1回幹事会において、具体的な議論もないままに『算定ルールを見直す必要はない』との見解が示されたことは、都側の「真摯に協議に取り組みたい」という発言には全くそぐわないものであり、理解に苦しむ」との発言があったが、都としては、区側の発言に対し、都の考え方を明確にお伝えしているところである。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | <p>現行の算定ルールは、平成19年度に都区の協議により策定したものを基本としているが、今回各区へ実施したアンケート調査では、『年度毎に、算定されたりされなかったりする』、『交付率や算定区分が年度毎に異なる』、『明確な理由なく、算定されなかった、もしくは区が申請した区分から変更された』などの回答が多数確認された。</p> <p>これらのことから、区側としては、現時点では、『現行の算定ルールによって、算定の透明性・公平性が十分に確保されている』とは言い難い状況になっていると考えており、算定の透明性・公平性を高める観点からも、「普通交付金の割合を引き上げること」や、「都区の調整のもと、既にある算定ルールに加えて具体的な算定メニューを例示すること」が必要と考えている。</p> <p>その上で、まず、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。</p> <p>第1回幹事会においては、都側から『現行割合を上回る規模の申請があることを理由に現行の5%が必要』との見解が示されたが、例年申し上げているとおり、各区が割合に見合う規模の申請を行うことは当然であり、現行割合の必要性の論拠とは全くなり得ないことは明白である。</p> <p>先ほどのアンケート結果からも分かるとおり、「各区は、申請した事業が算定されるかどうか不確実な部分があるため、より多くの特別交付金が交付されるよう、必死に申請している」という事実を都側は受け止めていただきたい。</p> <p>次に、「算定の透明性・公平性を高めるためのメニュー化」についてである。</p> <p>第1回幹事会において、都側から「改めてこのような整理は不要」、また、「現時点において、算定ルールを見直す必要はない」との見解が示された。</p> <p>(続きあり)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|-------|---|------|
| | 特別交付金 (つづき) | | <p>平成29年度財調協議において、「算定のメニュー化が必要」という区側の主張に対して、都側から「算定ルールの見直しが必要と認識されているのであれば、まずは区側で具体的な検証が必要」との見解が示されたことから、今回区側で具体的な算定メニューの例示を行ったところである。</p> <p>それにもかかわらず、第1回幹事会において、具体的な議論もないままに『算定ルールを見直す必要はない』との見解が示されたことは、都側の「真摯に協議に取り組みたい」という発言には全くそぐわないものであり、理解に苦しむところである。課題の解決に向けた取り組みを進展させるため、しっかりと協議に応じていただくよう、重ねてお願いする。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|--------|---|---|------|
| 2 | 減収補填対策 | <p>年度途中の調整税の減収対策についてだが、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。</p> <p>区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはないが、私どもがイメージするシミュレーションとは、各区が大幅な減収という状況に対し、それぞれ歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図っても、なお赤字債発行をしなければならない状況になるということを示すようなものである。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えている。</p> <p>平成29年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側は、特別区で現在どのような影響が生じているのか、激甚災害等を想定するならば、その際に減収の規模や赤字債発行の必要性をどのように見込んでいるのかという点について、区側で具体的な検証があつて、見直しの必要性を提起していくことが、まずは必要であるとの見解であつた。</p> <p>そこで今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定した、財政上のシミュレーションを行っている。</p> <p>まず、特別区が、一般の市町村と同様の減収補填対策が可能と仮定した場合、リーマンショックの影響が表面化した平成21年度のケースでは、600億円規模の減収補填債特例分を発行できる想定になる。しかしながら、特別区は減収補填債を十分に活用できなかったこともあり、財調基金の取崩し等により対応した経緯がある。</p> <p>一方で、リーマンショック級の経済危機が発生した場合と、激甚災害が発生した場合について、特別区における初年度の影響額を試算したところ、それぞれ1,500億円、1,400億円規模の減収が想定されることが明らかになった。</p> <p>財調基金積立額は景気状況の変化に左右されやすく、最悪の場合、枯渇することも十分に考えられる。そのような状況下で、経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうると考えられる。</p> <p>以上のことから、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、都と区で早急に検討を進めていく必要があると考えているので、是非とも前向きな対応をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------|--|--|------|
| | 減収補填対策 (つづき) | <p>減収補填対策についてだが、国に対して働きかけをしていくにも、ただ単に仕組みがないという制度上の問題だけではなく、各区の財政運営上の必要性を踏まえ、見直しを提起していくことが必要であると考え。このため、第1回幹事会でも申し上げたとおり、私どもがイメージするシミュレーションとしては、各区が大幅な減収という状況に対し、それぞれ歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図ってもなお赤字債発行をしなければならない状況になるということを具体的に示すようなものとする。</p> <p>なお、ただ今区側から「是非を述べる立場にはない」とする都側の発言は大変遺憾であり、理解しかねるとの発言があったので、改めて平成29年度第4回幹事会で申し上げた内容をお伝えする。</p> <p>平成29年度第4回幹事会の中で区側から「国に対し、特別区における減収補填対策の現状について見解を求めることや、具体的な対応策の構築に向けて法や制度改正を求めることを含め、課題解決の推進に向けた具体的な行動について検討していかざるを得ないと考えている」との発言があったので、都側から「制度を見直すのであれば、制度上の問題について、現状どのような影響が生じているかという点に加え、激甚災害を想定するのであれば、その際の減収の規模や赤字債発行の必要性をどのように見込んでいるのか、区側で具体的な検証があって、見直しの必要性を提起することがまず必要と申し上げてきた」、「国に対して働きかけをしていくにも、このような整理は不可欠である」と述べた。</p> <p>すなわち、区が国に対して働きかけをしていくにも、見直しの必要性を提起することがまず必要ではないかを見解を述べたのであって、都として区側にシミュレーションを行うよう求めたものではない。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | <p>まず、第1回幹事会において、都側から「区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはない」との発言があった。</p> <p>区側としては、従来からこの問題は制度上の問題であり、財政運営上の必要性から議論するものではないと主張してきた。しかしながら、都側から「区側において具体的な検証が必要」との見解が示されたことから、区側独自でシミュレーションを行ったところである。それにもかかわらず、「是非を述べる立場にはない」とする都側の発言は、大変遺憾であり、理解しかねるところである。この都区共通の課題について、現実的な解決に向けた取組を進展させるため、真摯に対応していただくよう、重ねてお願いする。</p> <p>次に、同じく発言があった、都側がイメージするシミュレーションについてであるが、区側としても、特別区が「歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図っても、なお赤字債発行をしなければならない状況」となることを想定してシミュレーションを行っており、概ね方向性は一致しているものと考えている。</p> <p>5条債についての言及もあったが、これについては議論するまでもなく、建設等事業に通常の建設債を既に充当した残余または未充当の部分について起債するものである。したがって、起債可能などころまで既に行っている場合には、5条債を発行できる規模は自ずと限られてくる。また、経済危機や激甚災害が発生した場合には、5条債の対象となる建設事業等の施行自体が中止を余儀なくされることも想定される。</p> <p>(続きあり)</p> | 協議結果 |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------|-------|--|------|
| | 減収補填対策 (つづき) | | <p>このように5条債を含めた起債の活用に限界がある中で、第1回幹事会で示したように、基金が枯渇した状況下において特別区全体で1,500億円あるいは1,400億円規模の減収という事態が起きた場合には、赤字債発行以外に採りうる手段がないケースが十分に想定しうると考える。なお、当然ながら、基金の枯渇は、各区が既に歳出削減の努力を最大限行った上で生じる事態である。</p> <p>それでもなお、都側がイメージするものとは異なるということであれば、より具体的に、都側が考えるシミュレーションの内容を明示していただくようお願いする。</p> <p>(第2回幹事会)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|---------|--|---|------|
| 3 | 都市計画交付金 | <p>都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としては、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、順次見直しを図ってきた。</p> <p>今後とも各区が取り込まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>従来から述べているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しを提案する。</p> <p>第1回財調協議会でも述べたが、都市計画交付金の一般財源分が、普通交付金の財源を圧迫している状況にあり、平成29年度財調協議においては、基準財政需要額に対する普通交付金の財源不足が生じ、区側提案の一部見直しを行った。</p> <p>このような状況からも、区側としては早急に都区で議論を重ね、課題の解決に向け検討すべきと考える。</p> <p>次に、都市計画事業の都区の実施実態等について検証を行うため、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模や、その財源とされている都市計画税の充当状況等、必要な情報の提示を求める。</p> <p>このことは、国の通知で、都市計画税の使途の明確化が求められていること、また、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、税の使途に関する説明責任を果たす意味からも、明らかにされるべき情報と考える。</p> <p>以上が提案内容の説明となるが、1点目の「都市計画交付金の抜本的な見直し」については、これまでも繰り返し区側から主張しているにも関わらず、実質的な議論なしに毎年度の財調協議は終了している。</p> <p>本来的には、財調協議の場で議論すべきと考えるが、本年8月の都への予算要望等でも申し上げているとおり、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを含め、是非とも協議に応じていただきたい。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|------------------|--|---|------|
| | 都市計画交付金 (つづき) | <p>都市計画交付金については、これまでも、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を聞きながら、都市計画交付金の運用について、対象事業の見直し等を行ってきた。各区から企画・構想段階の事業について相談を受けることも多く、そうした相談の内容を踏まえながら、適切に見直しを行っている。</p> <p>また、「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」について、都としては、東京都が実施している都市計画事業の実態等を、この財調協議の場で検証する必要はないと考えている。 (第2回幹事会)</p> | <p>第1回幹事会において、区側からは「都市計画交付金の抜本的な見直し」と「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」の2点について求めたところだが、都側からは明確な回答はなかった。</p> <p>そこで、まず1点目の「都市計画交付金の抜本的な見直し」について再度伺う。</p> <p>都側は「各区から直接、意見や課題などを伺う」と発言されたが、23区全体の意思である本提案について、協議にすら応じないのはなぜか、見解を伺う。</p> <p>次に、2点目の「都市計画事業の検証を行うために必要な情報の提示」について、都側からの明確な回答がなかったもので、再度、区側の求めに応じていただけるのか、見解を伺う。 (第2回幹事会)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------|--|--|------|
| 4 | 児童相談所関連経費 | <p>平成28年5月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しているが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられている。</p> <p>このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えていない。</p> <p>次に、特別交付金における取扱いについてだが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。</p> <p>特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、お話の児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものとする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | <p>平成28年5月の児童福祉法改正により、平成29年4月以降、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することが可能となった。それを受け、現在、設置を希望する22区において、児童相談所の開設及び都からの円滑な事務の移行をめざして、準備を進めているところである。</p> <p>そこで今回、特別区が児童相談所を設置するにあたり、発生する経費の取り扱いについて、都の見解を伺う。</p> <p>従前より、中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされている。都と特別区の場合、地方交付税は都区合算で算定されており、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」がある。特別区が政令の定めにより児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障すべきものである。</p> <p>さらに、政令で指定された特別区においては法律上、児童相談所関連の事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、その事務が都から区に移されることになり、都と区の役割分担の変更が生じることとなる。</p> <p>平成12年の都区制度改革の際に、国は、「特別区の事務処理に要する経費については、最終的には都区財調により財源保障が講じられる仕組みとなっていることから、新たに都から区に移譲される事務の財源についても、都区財調の配分割合の変更により保障されるものである」との見解を示しており、それに基づき、清掃事業関連経費を基準財政需要額に算定するとともに、配分割合を変更している。</p> <p>（続きあり）</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|----------------|-------|--|------|
| | 児童相談所関連経費（つづき） | | <p>今回の児童相談所関連の事務に係る経費についても、都区の役割分担の変更であることから、その規模に応じて都区財調における都区間の配分割合を適切に設定し、変更すべきと考えている。</p> <p>また、児童相談所等を設置するにあたり発生する準備経費について、区側の考えを申し上げる。</p> <p>児童相談所等の設置に伴う準備経費については、本来、普通交付金による算定を検討すべきところだが、各区の設置予定が同時期ではなく、その多くが用地費や施設整備費などの臨時的に発生する経費である。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難であることから、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要に該当し、普通交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金により算定すべきである。</p> <p>あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないようにするため、過去に都区で協議し定めた算定ルールにより運用されている算定区分の「C-U」、「地理的、社会的、経済的、制度的な諸条件による各特別区個別の財政事情等を勘案して算定する」ものに統一するとともに、交付率についても2/2で統一し、開設に向けて円滑に準備が進められるよう、十分な財源を確保すべきと考える。</p> <p>設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、円滑に東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------|---|---|------|
| | <p>児童相談所関連経費（つづき）</p> | <p>清掃事業や保健所に係る事務については、その役割分担の変更について、都区で協議を重ね、合意をし、特別区全体に一括して、事務を移管したものである。 このため、各区がそれぞれの意向に基づいて、児童相談所を設置する場合とは異なるものとする。 また、特別交付金についてだが、第1回の幹事会でも申し上げたが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。 特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、児童相談所設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものとする。 (第2回幹事会)</p> <p>現在、3区が計画の確認を行い、それぞれの意向に基づいて設置していく状況であり、一括して移管を行うということではない。その部分が異なる。 (第2回幹事会)</p> | <p>第1回幹事会において、都側から「現時点では、児童相談所の設置・運営に係る事務は東京都が実施していることから、具体的な議論をする段階にはない」との発言があった。しかし、区側としては、特別区が政令の指定を受け、児童相談所を設置した場合の取扱いについての見解を伺っているものであり、現時点での状況を伺っているものではない。繰り返しになるが、特別区が児童相談所を設置した場合の、都区財調の基準財政需要額への算定及び都区間の配分割合の変更について、改めて都側の見解を伺う。 さらに、役割分担について都側から「従来の清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものではない」との発言があった。 区側としても、今回の児童相談所の設置による役割分担の変更は、児童相談所の設置を希望する区が、政令の指定を受けて設置することにより順次発生するものであり、清掃事業や保健所事務のように、23区に一斉に生じるものではないということは理解している。しかし、その区域の事務が都から区に移り、役割分担の変更が生じるという点では、何ら変わるものではないと考えている。具体的にどこが異なるのか、都側の見解を伺う。 次に、児童相談所の設置に伴う準備経費について申し上げます。 前回、都側の発言で「特別交付金の算定ルールに則って取り扱う」とあったが、これに従うと、22区において同一の目的で発生する経費について、申請年度や区の事情によって交付率が異なることがありうるということなのか。見解を伺う。 (第2回幹事会)</p> <p>ただ今の都側の見解について伺う。「清掃事業、保健所に係る事務については、役割分担の変更について、都区で協議を重ね、合意を経て、事務を移管した」との発言があった。今回の児童相談所は設置を希望する区が段階的に順次設置していくことになるが、具体的にこれとどの部分が異なるのか、改めて伺いたい。 (第2回幹事会)</p> | |

2 その他関連する項目（つづき）

| No. | 項目 | 都の考え方 | 区の考え方 | 協議結果 |
|-----|-----------------------|---|--|------|
| | <p>児童相談所関連経費（つづき）</p> | <p>清掃事業や保健所に関わる事業については、まず都区で協議を重ねて、23区全体に一括して移管をするということ、都区協議で合意をした上で、事務を移管するという形で進めたと都としては理解している。</p> <p>今回、22区が設置の意向を示しているというが、これから個別具体的に一区一区協議を行いながら、そこで認められたものについて、政令指定され、児童相談所設置市になるというプロセスを踏むというものである。</p> <p>以上申し上げたとおり、清掃事業や保健所の際に都区協議で、事前一括で移管をするということ合意している事務移管とは、異なるものと考えている。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>「一括して」という発言があったが、特別区は、法改正を受け、段階的に政令の指定を受け、児童相談所を設置することになる。当面は3区が先行的に都とモデル的確認作業を行い、設置することを想定している。現在、3区の関係所管が東京都と人材の受入れ等、様々な協力をしながら準備を行っている段階である。時期的、経過的などころはあるが、最終的にはほとんどの区が行うことになる。都側として、役割分担の変更が一括ではないという部分が、かつての清掃事業や保健所と同様に取り扱うことができない課題だと考えているのか、伺いたい。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |
| | | <p>我々が見解を申し述べているのは、従来の清掃事業や保健所に関わる事務の役割分担の変更と具体的に何が違うかという発言に対してお答えをしている。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>「区がそれぞれの意向に基づいて」という発言があったが、手法として一括でないという経過を辿るなかで、今回の法改正により政令の指定を受けて行う法定の事務について、都側は、都区協議に乗らない手順を踏むので、各区がそれぞれの意向に基づき行う、任意の事務と捉えているという理解でよろしいか。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |
| | | <p>具体的な項目と内容については、申請がされたものに対して、一件一件精査をした上で算定するものである。したがって、必ずしも同じ項目であるからと言って、同様に算定されるものではないと考える。</p> <p>先程も申し上げたが、自治法施行令において、特別な事情を考慮するとされており、その中で判断をしていくものである。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | <p>児童相談所の準備経費について伺う。</p> <p>先行している3区において、人材の確保・育成の部分は、東京都の派遣受入れ協力を得ながらハード、ソフトの準備を順次行っているが、各区において、システム構築も含め、それなりの経費が発生していることから、それぞれの区で予算化し、議会に一定の説明をしている。地方交付税制度のもと個々の特別区の財源保障制度として都区財調制度があり、普通交付金算定がされていない状況では、特別交付金により算定されるべきということで、今回このような提案をしている。都側から具体的に都区で合意した算定ルールに則って取り扱うとの発言があったが、一定の準備経費が発生する状況となることについて、具体的な見解をもう一度伺いたい。</p> <p>（第2回幹事会）</p> | |